

重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 4 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金兵庫支部

兵庫県内の市町が実施する福祉医療費（被用者保険分）の
請求方法等の変更について（お知らせ）

平素は支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、兵庫県内の市町が実施する被用者保険に係る福祉医療費助成事業の審査支払事務を平成 31 年 3 月診療分（4 月提出分）から受託することとなりましたので、請求方法等について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 福祉医療費（被用者保険分）の請求方法等について

	請 求 先	請 求 方 法
平成31年2月診療以前分 (平成31年3月請求分まで)	国 保 連 合 会	福祉医療費請求書
平成31年3月診療以降分	支 払 基 金	併用レセプト

2 受託する福祉医療費助成事業について

事 業 名	法 別 番 号		
	県助成制度	市町単独制度	
高齢期移行助成事業	41	42	
重度障害者医療費助成事業	心身	82	83
	精神	43	44
母子家庭等医療費給付事業	85	84	
乳幼児等医療費助成事業	80	81	
こども医療費助成事業	47	48又は81	

※各事業単位の市町単独制度については、市町によって異なる場合があります。

3 福祉医療費に係る月遅れ分（未請求・再請求）の取扱いについて

(1) 平成 29 年 4 月診療分から平成 31 年 2 月診療分まで

ア 被用者保険分及び福祉医療分ともに未請求の場合
併用レセプトで支払基金へ提出してください。

イ 福祉医療分のみ未請求の場合（被用者保険分は請求済み）

被用者保険分のレセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金へ提出し、
レセプトが返戻された後に改めて併用レセプトで支払基金へ再請求してください。

ウ 過誤分に係る再請求について

2020 年 1 月受付分まで、国保連合会で対応されますが、それ以降については
併用レセプトで支払基金へ再請求してください。

（前イと同様の請求方法）

(2) 平成 29 年 3 月診療以前分

支払基金では取扱いできませんので、必ず平成 31 年 3 月までに国保連合会へ請
求してください。

なお、それ以降については、各市町へお問合せください。

<お問合せ先>

社会保険診療報酬支払基金兵庫支部

事業管理課 中崎、西上、池本

【ダイヤルイン】078-302-7592（内線 261・262・252）